子どもたちの健康のために

保健室から

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定、ケガや病気の応急手当などをしています。また、困ったことや心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

健康診断

学校保健安全法に基づいて４月から６月にかけて行われます。主な目的は次の３点です。

① からだの発育状態を知るため
② 隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
③ 健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は**「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」**と呼ばれるもので、病気などの疑いのある場合をふるいわけ、精密検査の必要があるお子さまを見つけ出すことを目的としています。健康診断で病気の疑いが見受けられた場合のみ「検診結果のお知らせ」等でご連絡します。また、健康診断の最終結果は、「わたしのけんこう」という用紙で全員にお知らせします。

※健康診断に伴い、多くの問診票や書類などを持ち帰ります。記入もれのないようにして、期日までに提出してください。

※検査の日程・注意事項などは「ほけんだより」「学年だより」などをご覧ください。

※学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、変更することもあります。

健康診断の実施項目及び該当学年　※令和６年度　（●…全員　△…一部該当者　□…希望者）

項目＼学年		小学校					
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
身体計測（各学期）		●	●	●	●	●	●
視力検査		●	●	●	●	●	●
聴力検査		●	●	●		●	
内科検診		●	●	●	●	●	●
眼科検診		●	△	△	△	△	△
耳鼻咽喉科検診		●	△	△	△	△	△
歯科健診		●	●	●	●	●	●
結核検診（問診及び診察）		●	●	●	●	●	●
尿検査	１次	●	●	●	●	●	●
	２次	△	△	△	△	△	△
心臓検診	１次	●					
	２次	△	△	△	△	△	△
	３次	△	△	△	△	△	△
脊柱側わん症検診		△	△	△	△	●	△
四肢の状態		△	△	△	△	△	△
色覚検査		□					
子どもの生活習慣病予防検診						●	△

ケガや病気のときは？

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でケガをしたとき、場合によっては医療機関で受診することがあります。

受診を要する際には、保護者（安全カードに記載の連絡先）へ連絡をしますので、勤務先など異動があった場合は速やかにお知らせください。また、学校でのケガでご家庭から医療機関に行くことがあったときは、翌日担任まで連絡帳などでお知らせください。災害制度の手続きについては後日お知らせします。

❖ ケガをしたとき

学校で起きたケガについては … 保健室で応急手当を行います。

① その後の経過観察をします。（状態や時間帯により学校または家庭で）

② 医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとります。

※保健室ではその日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

❖ からだの調子が悪いとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断します。

① 授業を受けることが可能な場合は教室に戻り、担任と連携し経過観察をします。

② 授業を受けることが不可能な場合は、保健室で休養し、経過を観察します。
その後も身体症状のよくならない場合は、保護者に連絡をとり、早退します。（お迎えにきていただきます。）

※保健室は特別教室の一つです。医療機関のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おきください。

お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任までご相談ください。

いつでも連絡が取れるように

子どもの事故はいつ起こるか予測がつきません。場合によっては、救急車による救急搬送が必要な場合もあります。何かあったら必ず保護者の方に連絡をしていますので、安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。

受診の際に、保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないケースもあり、治療の手続きが遅れることもあります。何よりもお子さまが不安になります。

❖ **災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）**

万が一、学校の中でお子さまが医療費のかかるケガなどの災害にあった場合に備えて、日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度があります。災害救済給付は、学校に通うお子さまが学校の管理下で災害にあったときを対象としています。

この制度における「学校の管理下」とは、お子さまが登校してから下校するまでの間を指します。決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・課外クラブ・児童会の活動なども含まれます。（太陽の広場は、学校の管理下にはなりません。）学校でのケガで、ご家庭から医療機関に受診されましたら、担任までお知らせください。給付金には、総合病院受診時にかかる選定療養費など給付の対象外となるものがあります。また、請求点数により、支給対象外となることもあります。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則とし、掛金は保護者と吹田市が半額ずつ（４６０円ずつ）負担します。掛金は、５月の徴収金で引き落としいたします。

欠席と連絡方法

病気や家の都合で学校を休むときは必ず学校へ連絡してください。

連絡方法は、原則として「さくら連絡網」か電話でご連絡お願いします。

また、次のような場合は欠席扱いになりません。

① 学校において予防すべき主な感染症にかかったとき（出席停止になる学校感染症）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後１日を経過するまで

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書の提出は不要です。

※アタマジラミについても散発的に流行することがありますので、気をつけていただき、発見された場合は、学校にもご連絡ください。

② 臨時休業（学級閉鎖）になったとき

感染症の予防上、必要がある場合に行います。（４日間程度）

③ 親族の忌引

父母…10 日以内　　祖父母…５日以内　　曽祖父母…３日以内

兄弟姉妹…５日以内　　伯叔父母…３日以内　　従兄弟姉妹…１日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。

安全カード

このカードは、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などについて書いていただきます。

学校から緊急に医療機関を受診する際に持参します。保険証番号をご記入いただきますが、これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。**保険診療を受けるためには保険証等の原本提示が必要です。**学校で厳重に保管し、プライバシーの保護に努めます。年度初めに毎年ご記入いただき、学校に提出してもらいます。(前年度のものは新年度分をいただけるまで学校で保管し、その後シュレッダー処理いたします。)

なお、提出後、自宅や緊急連絡先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせください。また、外出の時もできるかぎり出先の電話番号をお子さまに知らせておいてください。保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないこともあります。病院受診の連絡があった場合、お子さまの不安を軽減するためにも、速やかに受診病院へお越しください。

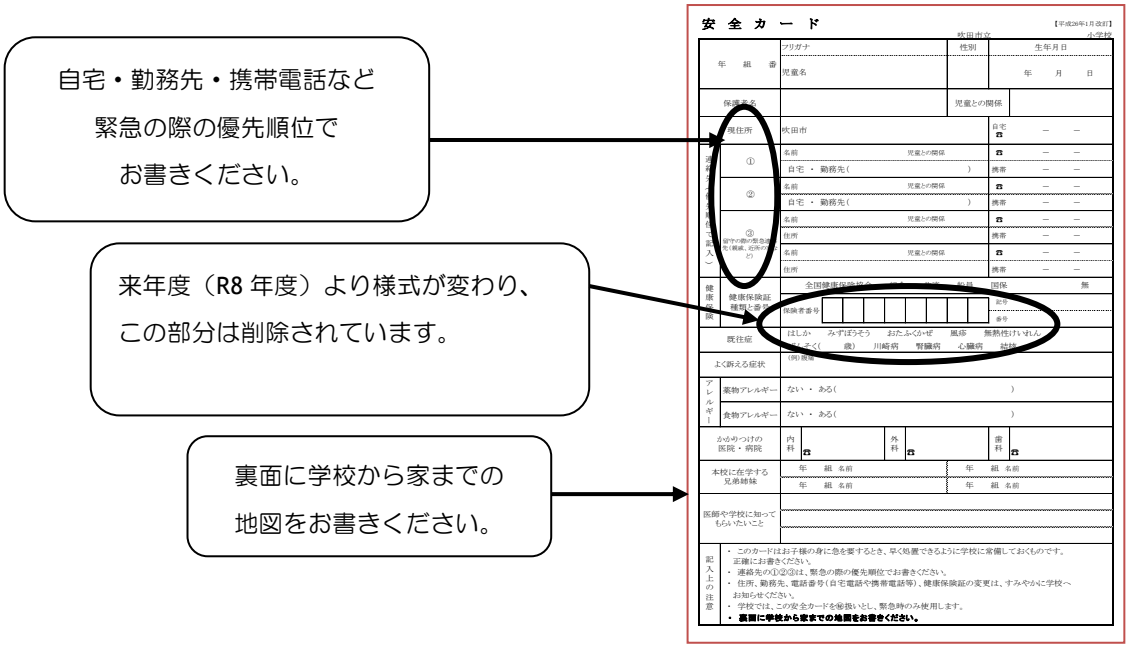

※R8 年度より新様式となり、上記見本と少し変わります。
記入上の注意をよくお読みください。